

資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
資金不足比率を次のとおり公表します。

令和6年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため「—」で表示しています。

令和5年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため「—」で表示しています。

令和4年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため「—」で表示しています。

令和3年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため「—」で表示しています。

令和2年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため「—」で表示しています。

令和元年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	4.3	20.0